

○接続に関する議事手続規則（案）

平成二十年九月三十日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会決定第 号

（目的）

第一条 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（以下「部会」という。）が、電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項の調査審議を行う場合の議事の手続については、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則（平成十五年郵政行政審議会決定第一号。以下「議事規則」という。）を準用するほか、この規則の定めるところによる。

（接続に関する総務省令の制定等及び第一種指定電気通信設備に関する処分等の調査審議）

第二条 部会長は、次に掲げる事項の調査審議を行う場合は、議事規則第四条の規定による意見の聴取を行わなければならない。ただし、軽微な案件であつて、部会が意見の聴取を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- 一 接続に関する総務省令の制定、変更又は廃止
- 二 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の指定
- 三 第一種指定電気通信設備に関する接続約款に関する認可
- 四 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続協定（裁定によつて定められた接続料及び接続の条件によるものを除く。）に関する認可
- 五 第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画の変更の勧告

2 部会長は、前項の規定により意見を聴取しようとするときは、意見の提出期限の二週間前までに、次に掲げる事項（前項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項の調査審議を行う場合その他部会長が再意見を聴取しないことについて適当と認める場合にあつては、

第三号に掲げる事項を除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公告しなければならない。

一 総務省令案、指定案、接続約款案、接続協定案又は勧告案並びに接続料の算出の根拠に関する説明その他案の理由又は根拠を記載した書類

二 意見の提出先及び提出期限

三 再意見（他の利害関係人が提出した意見に対する意見をいう。以下同じ。）の提出先及び提出期限

3 部会長は、前項の規定により公告する事項を総務省ホームページへの掲載、事業者団体への通知、報道発表その他の方法により周知に努めなければならない。

4 意見又は再意見を提出しようとする者は、別記様式の意見書又は再意見書に、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を添えて行うことができる。

5 部会長は、意見書及び再意見書を公衆の閲覧に供しなければならない。

6 部会長は、意見の提出期限から再意見の提出期限までは、相当な期間をおかなければならない。

7 部会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見及び再意見を参考としなければならない。

（答申）

第三条 電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項についての答申書は、結論の理由並びに参考とした資料に対する判断及びその理由の要旨を付記するものとする。

別記

意見（再意見）書

年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号
（ふりがな）
住所
（ふりがな）
氏名（注1）
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、年 月 日付け情郵審第〇〇号で公告された案に関し、別紙のとおり意見（又は再意見）を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

注3 再意見の場合は、誰の意見に対する意見なのかを明記すること。